

仙台白百合女子大学

研究倫理規程

(前 文)

シャルトル聖パウロ修道女会の宣教に起源をもつ本学は、東北唯一の4年制カトリック高等教育機関として、人間の理解と援助を目的に真理を探究し、人類の文化と福祉の発展に貢献するために研究活動を行うものである。

近年、科学技術の発展、グローバル化、価値観の多様化に伴い、社会が直面する諸問題は広域化、複雑化を増し、それにともなって学術研究の社会的役割も変化してきた。

学術研究を発展させ、人類の福祉に貢献し続けるためには、研究の自由および研究活動の自主性が保障されなければならないが、同時に、その影響力の大きさと拡がりを見みると、研究者には研究活動に向かうにあたって高度な倫理的規範が求められる。

本学は誠意をもってこの倫理的規範を遵守し、健全な学術研究を通して社会から信頼と尊敬を得るため、不断の努力を続けなければならない。

(目 的)

第 1 条 本規程は、本学の学術研究の公正性と信頼性を確保することを目的とし、研究を実践する上で研究者に求められる行動・態度の倫理的規範を定める。

(定 義)

第 2 条 「研究者」には、本学の専任教員、研究所員のみならず、本学において研究活動に従事するすべての者を含む。学生も、研究に関わる時は「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為や決定、それに付随する事項を含むものとする。

3 「発表」とは、研究に係る新たな知見・発見を公表するすべての行為を含むものとする。

4 「研究活動に従事するすべての者」には、本学の研究に対する事務・管理等に携わる専任職員のみならず、契約職員、非常勤職員など研究事務等に従事する者をすべて含むものとする。

(法令遵守)

第 3 条 研究者は、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、国内の法令や告示、国際的に認められた規範や規約、条約等、および本学諸規程を遵守しなければならない。

3 研究者は、環境・安全に対して有害となり得るものを取り扱う場合には、関連する法令や関連省庁・学会等の指針、本学諸規程等を遵守しなければならない。特に人を対象とした研究においては、生命倫理を最大限に尊重しなければならない。

(研究者の基本姿勢)

- 第 4 条 研究者は、良心と信念に従って自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。
- 2 研究者は、異なる分野の専門研究に敬意を払うとともに、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
 - 3 研究者は、共同研究者を対等な存在として扱い、その学問的立場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対しても、謝意をもって接しなければならない。
 - 4 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をしなければならない。
 - 5 研究者は、研究活動の実践において、研究上の優位な立場や権限を利用することによって、指示・指導される立場の者に対して不利益を及ぼす言動をとってはならない。
 - 6 本学の研究者は、軍事的安全保障や軍民両用を目的とした研究に関与してはならない。

(研究者の倫理的行動規範)

「学術研究における不正行為の防止」

- 第 5 条 研究者は、研究活動について不正行為や不適切行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究成果の発表における不正行為が、大学および研究者に対する社会的信頼性を失わせる行為であることを自覚し、特に、次に掲げる不正行為を絶対に行ってはならない。
 - (1)ねつ造(存在しないデータの作成)
 - (2)改ざん(データの変造、偽造)
 - (3)盗用(他人のデータや研究成果等の不適切な引用、使用)

「インフォームド・コンセント」

- 第 6 条 研究者が人の行動、環境、心身等に関する個人情報等を受けて研究する場合は、提供者に対してその目的や収集方法を分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。
- 2 組織、団体等から資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

「個人情報の保護」

- 第 7 条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した個人の資料、情報、データ等については秘密保持の義務を負う。

「研究のための情報・データ等の収集」

- 第 8 条 研究者は、適切な方法・手段によって、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。
- 2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏

洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 3 研究者は、研究の正当性を証明する手段を確保するとともに、第三者による検証に耐え得るため、研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示を正当に求められた場合はこれに応じなければならない。法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

「利益相反」

第9条 研究者は、自らの学術研究および職務において、利益相反による弊害が生じないように十分に注意し、利益相反が生じた場合には適切に対応しなければならない。

「機器、薬品・材料等の安全管理」

第10条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等および薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残漬物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

「研究成果の発表」

第11条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、積極的に発表しなければならない。ただし、成果の発表にあたっては研究対象者および協力者の利益を損なってはならない。

- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理性によって導かれた新たな知見、発見であるべきなので、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 4 研究成果の発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、誤解をまねく表現等は不正行為となり得るため、研究者は適切な引用、誤解のない表現をしなければならない。

「オーサーシップ」

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、その成果の主要内容を起草して最終承認を与え、その正確性や整合性に対して責任を負う限りにおいて、適切なオーサーシップ(著者資格)が認められる。

「研究費の取り扱い」

第13条 研究者および研究に関与する職員は、研究費が学生納付金や国・地方公共団体からの補助金、財団・企業等からの助成金、受託・共同研究費、寄付金等によって賄われていることに留意し、研究費の適正な使用および管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費以外のものに充当してはならない。

- 3 研究者および研究に関与する職員は、研究費の使用および管理に当たって、法令、本学の規程、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。
- 4 研究者および研究に関与する職員は、証書・書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

「他者の業績評価」

第14条 研究者が委嘱を受けて他者の研究業績の評価に関わるときは、審査対象者との関係等によって不当な評価を行うことなく、当該審査の基準に従い、自己の判断に基づいて評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わって知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第15条 研究者および研究に関与する職員の研究倫理意識と理解を促進するために、定期的な研究倫理教育を計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 本規程を実効性のあるものにするため、研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。
- 3 本学は研究に関して、不当又は不正な扱いに対応するために不正通報窓口を設置する。

(事務)

第16条 本規程に関する事務は庶務課の所管とする。

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、研究倫理委員会において審議し、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

2022年 4月 1日 施 行